

令和8年第1回奥州市議会定例会追加付議事件

(令和8年2月10日)

議案第34号 奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第35号 奥州市手数料条例の一部改正について

議案第36号 (仮称)奥州西学校給食センター新築建築工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第37号 (仮称)奥州西学校給食センター新築電気設備工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第38号 令和7年度奥州市一般会計補正予算(第13号)

議案第39号 令和7年度奥州市介護保険特別会計補正予算(第5号)

議案第40号 令和8年度奥州市一般会計補正予算(第1号)

議案第34号

奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

岩手県職員の給与制度に準じ、本市の一般職の職員の初任給調整手当及び通勤手当の支給限度額を改定するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奥州市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年奥州市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「（以下「育児短時間勤務」という。）」を削る。

第8条の2第1項中「27万2,100円」を「28万5,000円」に改める。

第10条の2第1項第1号中「この項及び次項において」及び「（規則で定める職員で、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別急行料金その他規則で定める運賃（以下この号において「特別運賃」という。）を負担することを常例とするものにあつては、当該特別運賃を含む。）」を削り、同項第3号中「自動車等を使用し、かつ、」を削り、「（規則で定める職員で、通勤のため、高速自動車国道を利用し、その利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもので、その利用に係る料金を負担することを常例とするものにあつては、当該料金を含む。）を負担する」を「を負担し、かつ、自動車等を使用する」に改め、同条第2項第1号本文中「以下この号」を「次項及び第4項」に、「という。）」を「という。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、通勤距離及び通勤回数）を考慮して6万6,400円の範囲内で規則で定める額

第10条の2第2項第3号中「（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が6万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、6万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第6項中「改正」を「改定」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「当該職員」を「その者」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で規則で定めるもののうち、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という

。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条の2第1項の改正規定、第10条の2第6項を改め、同項を同条第8項とする改正規定（同条第6項を改める部分に限る。）及び同条第4項を改め、同項を同条第6項とする改正規定（同条第4項を改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

議案第35号

奥州市手数料条例の一部改正について

奥州市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

自動交付機を用いて証明書等を発行する場合の交付手数料を一定期間減額する特例措置について規定することにより、物価高騰の影響を受ける市民の諸手続に係る経済的負担を軽減するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市手数料条例の一部を改正する条例

奥州市手数料条例（平成18年奥州市条例第96号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「別表第1の33の項」を「別表第1の33の部」に改める。

附則に次の1項を加える。

（自動交付機による証明書等の交付に係る特例措置）

- 5 令和8年6月1日から令和9年3月31日までの間における自動交付機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市以外の者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）による証明書等の交付については、別表第1の22の部及び26の部中「1通につき 200円」とあるのは「1通につき 10円」と、同表33の部中「1枚につき 200円」とあるのは「1枚につき 10円」とする。

別表第1の22の部中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用した」を削り、「26の項及び33の項」を「26の部及び33の部」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。ただし、附則第4項及び別表第1の22の部の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第36号

(仮称) 奥州西学校給食センター新築建築工事の請負変更契約の締結に
関し議決を求めることについて

令和7年11月11日に変更契約の専決処分をし、同月28日に議会に報告をした(仮称) 奥州西学校給食センター新築建築工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年奥州市条例第52号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

1 工事名

(仮称) 奥州西学校給食センター新築建築工事

2 請負者

住所 岩手県奥州市水沢台町3番35号

氏名 板谷建設(株)・丸谷興務店(株)・(株)北條工務店特定市営建設工
事共同企業体

構成員(代表者)

板谷建設株式会社

代表取締役社長 関口 聡

構成員

丸谷興務店株式会社

代表取締役社長 佐藤 毅

構成員

株式会社北條工務店

代表取締役 北條 哲郎

3 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	1,177,473,000円	1,191,355,000円

令和8年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

(仮称) 奥州西学校給食センター新築建築工事の請負変更契約を締結しようとするものである。

議案第37号

(仮称) 奥州西学校給食センター新築電気設備工事の請負変更契約の締結
結に関し議決を求めることについて

令和6年8月30日に議会の議決を経た(仮称)奥州西学校給食センター新築電気設備工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年奥州市条例第52号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

1 工事名

(仮称) 奥州西学校給食センター新築電気設備工事

2 請負者

住所 岩手県奥州市水沢真城字北下田70番地2

氏名 (株)電友社・岩手信号防災(株)・(有)エンドー電設特定市営建設
工事共同企業体

構成員(代表者)

株式会社電友社

代表取締役社長 後藤 竜嘉

構成員

岩手信号防災株式会社

代表取締役 境 正志

構成員

有限会社エンドー電設

代表取締役 遠藤 和幸

3 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	463,100,000円	477,961,000円

令和8年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

(仮称)奥州西学校給食センター新築電気設備工事の請負変更契約を締結しようとするものである。

議案第38号

令和7年度奥州市一般会計補正予算（第13号）

令和7年度奥州市一般会計補正予算（第13号）を別冊のとおり定める。

令和8年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第39号

令和7年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第5号）

令和7年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定める。

令和8年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第40号

令和8年度奥州市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度奥州市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和8年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳